

「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
1	第2の1 (4)	製造委託に係る取引例として、「大規模小売業者（百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業等）が、自社のプライベートブランド商品の製造を食品加工業者等に委託すること。」とあるが、括弧内に例示列挙された業種には大規模小売業者でなくても製造委託をする場合もあることから、「大規模小売業者や卸売業者、流通業者等（百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業等）が、自社のプライベートブランド商品の製造を食品加工業者等に委託すること。」と変更することを求める。（個人）	親事業者の業態として大規模小売業者を例示し、さらに、これまで下請法や独占禁止法（優越的地位の濫用）において指導等の対象となった大規模小売業者の業種を括弧内に例示しているもので、例示された業種の全ての事業者が大規模小売業者であることを示しているわけではなく、原案を維持することとします。
2	第2の1 (4)	製造委託に係る取引例として、親事業者が食品加工業者に納入する容器の製造を包装事業者に委託することを追加願いたい。（団体）	下請法の対象となる取引例については、事業者が下請法の対象となる取引でないとの誤認しやすいものについて、下請法の適用対象であることを明確にするために追加するものです。業種は異なりますが、第2の1類型1-2において、御提案のあった事例と同様の委託関係にある事例を記載していることから、原案を維持することとします。
3	第2の1 (4)	製造委託に係る取引例として、類型1-2に「繊維製品卸売業者が、製造を請け負う衣料品の製造を繊維製品製造業者に委託すること。」とあるが、類型1-1と類型1-2を対比させ、取引類型を明確化させるため、類型1-1に、「繊維製品卸売業者が、自社ブランドの衣料品の製造を繊維製品製造業者に委託すること」を加えることを求める。（個人）	御指摘の取引例は、卸売業者も製造委託の親事業者となり得るということを明らかにするために追加したのですが、必ずしも類型1-1にも追加する必要性は高くないと考えますので、原案を維持することとします。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
4	第2の3 (6)	情報成果物作成委託に係る取引例として、「建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託すること。」とあるが、建設業者が施主から請け負うのは、建築物を完成させることであって、設計図面の作成のみを請け負うことはあまりない。図面作成があるとすれば、完成建築物の引渡しに付帯して引き渡す竣工図面などが考えられるため、事例をより明確にすることを求める。(個人)	建設工事に係る下請取引には下請法の適用はありませんが、およそ建設業者が行う取引全般が下請法の適用を受けないというものではありません。建設業者が施主等から建物の建築とともに当該建物の設計図面の作成を請け負った場合などに、その設計図面の作成を他の事業者へ委託する場合には情報成果物作成委託として下請法の適用を受けることから、事業者が下請法の対象となる取引ではないと誤認しないよう取引の例として追加することとしたものです。
5	第2の4 (3)	役務提供委託に係る取引例として、「冠婚葬祭事業者が、消費者から請け負う冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等を他の事業者へ委託すること。」とあるが、冠婚葬祭式とは別に消費者から料金を徴収すると思われる美容着付けが役務提供委託に該当するであろうことは理解できるが、冠婚葬祭式に一式として当然含まれる司会進行は、冠婚葬祭事業者が自ら利用する役務であろうとの認識が一般的である。その理由を補足すべきである。(個人)	司会進行等が冠婚葬祭式のプラン一式に含まれるとしても、一式のメニューに明示されるなど、消費者から当該役務の提供について委託を受けたと認められる場合には、他者から請け負った役務を他の事業者へ再委託することとなり、下請法に規定する役務提供委託に当たります。
6	第2の4 (3)	学習塾やカルチャーセンターの講師委託等は、自ら用いる役務か請け負った役務の再委託か解釈が難しい。このように解釈が難しい役務提供委託の取引例を追加することを求める。(個人)	役務提供委託であるか、自ら用いる役務であるかは、取引当事者間の契約や取引慣行に基づき判断されます。役務提供委託に当たる取引例を網羅的に記載することは困難ですが、今回の改正では、役務提供委託の取引例として従来の9例に加え、3例を新たに追加しています。
7	第2の4 (3)	役務提供委託に係る取引例として、「冠婚葬祭事業者が、消費者から請け負う冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等を他の事業者へ委託すること。」及び「旅行業者が、旅行者から	依頼者が消費者や旅行者だけではなく企業ということも考えられるのは御意見のとおりですが、これらの取引例においては、一般的にイメージしやすい親事業者の顧客として、「消

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		請け負う宿泊施設、交通機関等の手配を他の事業者へ委託すること。」とあるが、依頼者が消費者や旅行者ではなく企業ということも考えられるため、「消費者」及び「旅行者」をそれぞれ「当事者」又は「依頼者」と変更すべきである。(個人)	費者」及び「旅行者」と記載したものです。そのため、原案を維持することとします。
8	第4の1 事例1-3	受領拒否に係る違反行為事例の見出しとして、「1-3 納期遅れを理由とした受領拒否」とあるが、親事業者の都合による納期短縮が原因で納期遅れが生じたものであることが見出しのみで一定の理解が可能となるよう、事例の内容をより正確に表現することを求める。(個人)	御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。 「無理に短縮した納期への遅れを理由とした受領拒否」(下線部分は修正部分)
9	第4の2 (5)ア	当社では、「出荷月末締切、翌月25日払」の支払制度を採用し、仮に手続漏れがあった場合でも60日以内に支払ができる体制としているところ、支払遅延の事例として、「親事業者と下請事業者との間で支払期日が給付の受領日から60日以内に定められている場合に、その定められた支払期日までに下請代金を支払わないとき。」とあるが、今般、これが支払遅延とされるのであれば、親事業者が給付の受領日から60日より前に支払期日を定める意味がなくなってしまうと考えられる。(個人)	下請法第2条の2第1項において「下請代金の支払期日は、(中略)親事業者が下請事業者の給付を受領した日(中略)から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。」とされており、また、同法第4条第1項第2号において「下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと」が禁止されています。そのため、支払期日が給付の受領日から60日より前に定められている場合には、その定められた支払期日までに下請代金を支払わないときは支払遅延に当たることは従前から変わりありません。
10	第4の2 (5)イ、ウ	支払遅延に当たる場合の例として、「親事業者と下請事業者との間で支払期日が給付の受領日から60日を超えて定められている場合に、受領日から60日目までに下請代金を支払わないとき(この場合、法に定める範囲を超えて支払期日が定められており、それ自体に問題がある。)。」、「親事業者と下請事業者との間	下請法第2条の2第2項では、下請代金の支払期日が定められなかったときは受領日が、また、受領日から60日を超えて支払期日が定められた場合には受領日から60日を経過した日の前日がそれぞれ支払期日とされており、これらの支払期日を超えて下請代金を支払った場合には支払遅延に当たるこ

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		で支払期日が定められていない場合に、その給付の受領日に下請代金を支払わないとき。」とあるが、受領日から60日を超えて支払期日が定められているといった前提自体に問題があり、事例として適切でないことから削除すべきと考える。(団体)	ととなります。実際にもこのような支払制度の不備に伴う支払遅延の事例は後を絶たず、引き続き違反行為の未然防止に努めることが必要であることから、原案を維持することとします。
11	第4の2 (5)エ、オ 及び 事例2-3, 事例2-4	支払遅延に当たる場合の例において、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」や「毎月末日検収締切、翌月末日支払」等の締切制度が例に用いられているが、いずれも元々制度自体が60日を超えている又は超える可能性のある制度を前提としており、事例に設定するには不適合であり変更すべきである。(個人)	
12	第4の2 (5)カ	支払遅延に当たる場合の例として、「親事業者と下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日までに下請代金を支払わないとき。」とあるが、「下請取引適正化推進講習会テキスト」では支払期日の順延に係る要件として、書面による合意のほか、順延期間を2日以内とする旨が記載されていることから、その点を追記すべきである。(事業者)	御意見のように、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たった場合、支払を順延する期間が2日以内であって、支払を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意している場合には、あらかじめ定めた支払期日を超えて下請代金が支払われても問題となりません。一方、順延後の支払日が受領日から60日以内となる場合には、支払日を金融機関の翌営業日に順延することをあらかじめ書面で合意していれば、順延期間が2日を超えたとしても問題とはならないことを踏まえ、原案を維持することとします。
13	第4の2 (5)カ	支払遅延に当たる場合の例として、「親事業者と下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日までに下請代金を支払わないとき。」とあるが、業界等によっては、支払日が金融機関の休業日に当たった場合には支払期日を順	支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に支払を金融機関の翌営業日に順延することについては、本来の支払期日に下請代金の支払を受けられないこととなる下請事業者の利益保護の観点も踏まえ、書面による合意を前提に例外的に認めているものです。したがって、書面によらない黙示の合意を認めることは適当でないと考えます。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>延させることが一般的な慣行となっている場合もあり得ることから、こうした黙示の合意がある場合には、書面による合意がなくとも支払期日の順延を認めることが望ましいと考える。(弁護士)</p>	
14	<p>第4の2 (5)キ 及び 事例2-12</p>	<p>手形の割引を受けられないときが支払遅延となることについて異論はないが、従来、割引困難な手形の交付の禁止における「割引困難な手形」は、手形サイトで判断されてきた。かかる事例を支払遅延とすることとの関係上、割引困難な手形の交付についての解釈適用に当たってはどのように解釈するかが不明である。割引困難な手形には該当しないが支払遅延にするということが、割引困難な手形に該当して支払遅延にも該当するということが、明らかにされたい。(団体)</p>	<p>「割引困難な手形」とは、一般の金融機関による割引を受けことが困難な手形のことであり、下請事業者が現金化することはできるものの、通常の割引によるものでなく、担保の提供や、過大な割引料を徴収されたりする場合には、下請事業者の利益を害するとして問題となるものです(現在、手形サイト短縮の観点から、繊維製品に係る下請取引については90日、その他の下請取引については120日を超える手形を交付した場合には、割引困難な手形の交付に該当するおそれがあるものとして取り扱い、サイトの短縮を指導していることは御意見のとおりです)。一方、親事業者から交付された手形が金融機関において割り引くことができず、そもそも現金化することができない場合には、支払期日の経過後も下請代金を支払っていないこととなることから、下請代金の支払遅延に当たることとなります。</p>
15	<p>第4の2 (5)キ</p>	<p>支払遅延に当たる場合の例として、「親事業者が手形を交付することによって下請代金を支払った場合に、割引を受けようとした下請事業者が金融機関において手形の割引を受けられないとき。」とあるが、一般的に手形の割引には限度額が設定されているところ、割引を受けられたか否かを親事業者が知る立場にはないことから、このような事例の追加には反対である。(事業者、</p>	<p>親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には支払期日まで一般の金融機関で割り引くことができる手形を交付する必要があります。仮に、下請事業者が手形の割引を受けようとしたときに、一般の金融機関かノンバンクかにかかわらず、また、担保や保証人を求められるかにかかわらず、現に割引を受けられなかった場合に支払遅延となることから、原案を維持</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		無記名)	<p>することとします。</p> <p>なお、御意見のような事情により、下請事業者が手形を割り引くことができない場合、親事業者は下請代金を現金により支払うなどの手当てが必要となります。</p>
16	第4の2 (5)キ	<p>支払遅延に当たる場合の例として、「親事業者が手形を交付することによって下請代金を支払った場合に、割引を受けようとした下請事業者が金融機関において手形の割引を受けられないとき。」とあるが、金融機関にはノンバンクも含め様々あり、割引の条件との関係から「手形の割引ができないとき」の判断は難しいため、記述を工夫すべきである。(個人)</p>	<p>下請事業者が手形の割引を受けようとしたときに、一般の金融機関かノンバンクかにかかわらず、また、担保や保証人を求められるかにかかわらず、現に割引を受けられなかった場合に支払遅延となるものであり、判断が難しいとは考えられないため、原案を維持することとします。</p>
17	第4の2 事例2-4, 事例2-9	<p>支払遅延に係る違反行為事例のうち、「請求書が提出されないことを理由とした支払遅延」の事例については、製造委託・修理委託及び役務提供委託では例示されているものの、情報成果物作成委託では例示がないが、各取引類型に共通して発生し得る事案については、網羅的に記載すべきであると考え。(団体)</p>	<p>基本的にある行為が下請法に違反するか否かは取引類型によって異なることはありません。また、取引類型により様々な違反行為事例を記載することが違反行為の未然防止や予見可能性の向上に資すると考えられます。このため、各取引類型に共通して起こり得る事案について、全ての取引類型において同様の事例を網羅的に記載する必要は必ずしもないものと考えます。</p>
18	第4の2 事例2-12	<p>支払遅延に係る違反行為事例として、「親事業者は、生産設備等の洗浄作業を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対して、手形を交付することによって下請代金を支払っていたが、結果的に下請事業者が手形の割引を受けられず現金化することができなかった。」とあるが、役務提供委託には、自家利用役務は含まれず、請け負った役務のみであるから、このことを明確にするため、「親事業者は、」の次に「顧客から請け負った」を加</p>	<p>御意見のように、役務提供委託における役務は、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら用いる役務はこれに該当しませんが、御指摘の違反行為事例は、「〈役務提供委託における違反行為事例〉」として記載しているもので、役務提供委託に該当することを前提としています。また、第2の4(2)で自ら用いる役務を他の事業者に委託することは役務提供に当たらないことが示されており、同(3)で役務</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		えるべきである。(団体)	提供委託の例も示しています。そのため、原案を維持することとします。
19	第4の3 (1)ウ	下請代金の減額に当たる場合の例として、「支払手段としてあらかじめ『手形支払』と定めているのを一時的に現金で支払う場合において、手形払の場合の下請代金の額から短期の自社調達金利相当額を超える額を差し引くこと。」とあるが、一時的な現金払が下請事業者の希望によるものである旨を追記すべきである。 (事業者, 個人)	御意見を踏まえ、一時的な現金払が下請事業者の希望によるものであることが明確となるよう、次のとおり修正しました。 「支払手段としてあらかじめ『手形支払』と定めているのを下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合において、手形払の場合の下請代金の額から短期の自社調達金利相当額を超える額を差し引くこと。」(下線部分は修正部分)
20	第4の3 (1)カ 及び 事例3-10, 事例3-19	下請代金の減額に当たる場合の例等において、「下請代金の支払時に、1円以上を切り捨てて支払うこと。」等があるが、1円未満でも、四捨五入で1円になれば、支払わなければならないため、事例として不適切である。(個人)	下請代金の支払時点において、下請代金の額に1円未満の端数があった場合、これを四捨五入又は切捨てのいずれの方法により支払ったとしても、下請代金の額を減ずる行為とはみなさないとして運用しており、原案を維持することとします。
21	第4の3 (1)	下請代金の減額に当たる場合の例として、「親事業者の金融機関口座へ減額する金額を振り込ませる方法等。」を加えるべきである。(弁護士)	御意見を踏まえ、次の事例を追加しました。 第4の3(1) 「ケ 毎月の下請代金の額の一定率相当額を割戻金として親事業者が指定する金融機関口座に振り込ませること。」
22	第4の3 事例3-1 (6)	下請代金の減額に係る違反行為事例として、「コンビニエンスストア本部である親事業者は、消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、店舗において値引きセールを実施することを理由に、下請代金から一定額を差し引いて支払った。」とあるが、他の違反行為事例はいずれも「親事業者は、」を	本年、勧告事案を公表することとした平成16年度以降、コンビニエンスストア本部に対する初めての勧告を行ったところ、本事例は、コンビニエンスストア本部が下請法上の親事業者になることを明らかにし、違反行為の未然防止、事業者からの情報提供に資するよう掲載するものです。また、製造委託

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		主語として汎用的な記載になっており、この事例においてのみ親事業者の業種を特定するのは他とのバランスを欠く。また、コンビニエンスストア本部がおよそ食料品製造を下請事業者に委託しているわけではない。これらのことから「コンビニエンスストア本部である親事業者は、消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、」を「親事業者は消費者に販売する自社プライベートブランドの食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、」と改めることが適切である。(団体)	として下請法の適用を受けるのは、プライベートブランド商品のように仕様を指定して製造を委託する取引であることは明らかであると考えます。以上から、原案を維持することとします。
23	第4の3 事例3-6	下請代金の減額に係る違反行為事例として、「親事業者は、販売拡大と新規販売ルートの獲得を目的としたキャンペーンの実施に際し、下請事業者に対して、下請代金の総額はそのままにして、現品を添付させて納入数量を増加させることにより、下請代金を減額した。」とあるが、本事例は、給付内容の変更に伴う価格の変更契約であり、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに係る違反行為事例とすべきである。(団体)	下請代金の総額を据え置いたまま、発注内容自体は変更せず、発注数量のみを増加させることは、実質的にみれば下請代金の額を減じることに当たるといえることから、従来、下請代金の減額として取り扱っています。
24	第4の3 事例3-7	下請代金の減額に係る違反行為事例として、「親事業者は、部品の製造等を下請事業者に委託しているところ、単価改定の要請に応じない下請事業者に対し、『出精値引き』と称して、下請代金の額を減じた。」とあるが、下請事業者が見積書において自発的に「出精値引き」という項目を設けた場合に、これが下請法の問題とはならないことを確認したい。(団体)	下請法では、名目の如何や合意の有無を問わず、発注時に決定した下請代金の額を減じることは、問題となります。
25	第4の3 事例3-8	下請代金の減額に係る違反行為事例として、「親事業者は、自社の店舗で販売する食料品、日用雑貨品等の製造委託に関し、『達成リベート』として、単位コストの低減効果がないにもかかわらず	御意見は、運用基準で規定されている「ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金」を前提にしたものと考えられますが、運用基準にいう「合理的理由」とは、ボリューム

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>ず、一定期間における納入金額の合計額が、あらかじめ定められた目標金額以上となった場合に、下請事業者に対し、当該一定期間の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を親事業者の金融機関口座に振り込ませた。」とあるが、あらかじめ、当該リベートの内容が取引条件として合意・書面化され、当該書面における記載と発注書面記載の下請代金の額とを合わせて実際の下請代金の額とすることが合意され、かつ、発注書面と当該リベートの合意書面との関連付けがなされていたとしても、結果的に下請事業者に単位コストの低減効果がなかった場合には減額行為に当たることとなるのか確認したい。(事業者)</p>	<p>ム及び割戻金の設定に合理性があるものであって、具体的には発注数量の増加とそれに伴う単位コストの低減により、割戻金を支払ってもなお下請事業者の利益が増加することを意味するものです。そのため、御意見にあるような要件を満たしていたとしても、下請事業者に単位コストの低減効果がみられない場合に割戻金を負担させることは下請代金の減額に当たります。</p>
26	第4の3 事例3-8	<p>下請代金の減額に係る違反行為事例として、「親事業者は、自社の店舗で販売する食料品、日用雑貨品等の製造委託に関し、『達成リベート』として、単位コストの低減効果がないにもかかわらず、一定期間における納入金額の合計額が、あらかじめ定められた目標金額以上となった場合に、下請事業者に対し、当該一定期間の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を親事業者の金融機関口座に振り込ませた。」とあるが、「単位コストの低減効果がない」の表現が分かりにくいいため、変更すべきである。(個人)</p>	<p>「単位コストの低減効果がない」とは、製品の発注数量が増加しても製品1個当たりの製造コストが低下せず、大量生産によっても利益率が向上しないことを意味しており、このことは一般に御理解いただいているものと考えられますので、原案を維持することとします。</p>
27	第4の3 事例3-8	<p>下請代金の減額に係る違反行為事例として、「親事業者は、自社の店舗で販売する食料品、日用雑貨品等の製造委託に関し、『達成リベート』として、単位コストの低減効果がないにもかかわらず、一定期間における納入金額の合計額が、あらかじめ定められた目標金額以上となった場合に、下請事業者に対し、当該一定期間の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を親事業者の金融機関口</p>	<p>下請代金の減額は、その方法を問うものでなく、下請代金から減額する金額を差し引く方法のほか、一旦下請代金を全額支払った後に、親事業者の金融機関口座へ減額する金額を振り込ませる方法等による場合も含まれます。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		座に振り込ませた。」とあるが、下請代金が全額支払われた前提の事例であるならば、不当な経済上の利益の提供要請に当たるものとして整理すべき。(弁護士)	
28	第4の3事例3-9	下請代金の減額に係る違反行為事例として、「親事業者は、日用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、自社の発注業務の合理化を図るために電子受発注システムを導入し、下請事業者が得る利益がないにもかかわらず、『オンライン処理料』と称して、下請代金の額を減じた。」とあるが、下請代金の額を減額した場合には下請法違反となるが、別途、両者合意の上で支払わせる場合には違反でないという趣旨であれば、後者の場合も取締りの対象とすることを求める。(事業者)	<p>下請事業者が得る利益がないにもかかわらず、下請事業者に対し、電子受発注システムに係る費用を負担させることは、親事業者と下請事業者の合意の有無や負担の方法にかかわらず下請法違反となります。</p> <p>なお、電子受発注システムにおいて、下請事業者に対して、統計情報、商品の需要予測等の情報も提供できる仕組みになっている場合に、下請事業者がこのような情報を利用することによって親事業者に発生する費用を求めることは下請法上問題とはなりません。</p>
29	第4の3事例3-9	下請代金の減額に係る違反行為事例として、「親事業者は、日用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、自社の発注業務の合理化を図るために電子受発注システムを導入し、下請事業者が得る利益がないにもかかわらず、『オンライン処理料』と称して、下請代金の額を減じた。」とあるが、どのような場合に下請事業者の得る利益があるかを例示するなど、システム利用料の負担要請自体が下請法上違反と認定されるとの誤解を与えることのないように留意していただきたい。(団体)	
30	第4の3事例3-9	下請代金の減額に係る違反行為事例として、「親事業者は、日用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、自社の発注業務の合理化を図るために電子受発注システムを導入し、下請事業者が得る利益がないにもかかわらず、『オンライン処理料』と称して、下請代金の額を減じた。」とあるが、ここでいう「下請事	下請事業者にとって、どのような利益が発生するかについては、親事業者が提供する電子受発注システムによって異なると考えられますが、電子受発注システムの利用による「下請事業者が得る利益」としては、例えば、統計情報や商品の需要予測等の情報等が考えられます。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		業者が得る利益」が何を指すのか具体的に記載することを求める。(事業者)	
31	第4の3 事例3-14	下請代金の減額に係る違反行為事例として、「親事業者は、機器管理ソフトウェアのプログラムの作成を下請事業者に委託しているところ、顧客からの発注のキャンセルを理由に、キャンセルされたプログラムの対価の額を下請代金から差し引いた。」とあるが、「キャンセルされたプログラムの対価の額」という表現はよく分からないため、修正を求める。(個人)	御意見を踏まえ、違反行為事例をより明確にするため、次のとおり修正しました。 「親事業者は、機器管理ソフトウェアのプログラムの作成を下請事業者に委託しているところ、 <u>顧客から一部のプログラムをキャンセルされたことを理由に、そのキャンセルされたプログラムの対価に相当する額を下請代金から差し引いた。</u> 」(下線部分は修正部分)
32	第4の3 事例3-20 (1)	下請代金の減額に係る違反行為事例として、「親事業者は、環境分析等を下請事業者に委託しているところ、下請事業者の作業着手後に、取引先から値下げ要求があったことを理由に、下請代金の額を減じた。」とあるが、「取引先から」を「顧客から」に改めるべきである。(個人)	御意見の修正と原案で内容は変わらないことから、原案を維持することとします。
33	第4の3 事例	下請代金の減額に係る違反行為事例について、以下の内容の追加を求める。 「親事業者は、円高等の為替変動による販売手取額の減少を一方的に下請事業者に転嫁すべく、下請代金の額を減じた。」又は「親事業者は、円高時の為替変動による販売手取額の減少について、下請事業者にも一部負担をしてもらうべく、双方の合意により下請代金の額を一部減じたが、円安に転じても下請代金の見直しを行わなかった。」(団体)	違反行為類型は異なりますが、御提案のあった事例のうち後者の事例については、買ったときの違反行為事例5-3(2)において同様の事例を記載しています。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
34	第4の4 (2)オ	<p>委託内容と異なること等を理由とした返品が認められない場合の例として、「給付に係る検査を省略する場合又は当該検査を下請事業者に文書で委任していない場合」とあるが、「当該検査を下請事業者に文書で委任していない場合」の部分については、仮に自社で受入検査を実施している場合も含めて返品が認められないとも解釈できることから、以下のように修正することを求める。</p> <p>「オ 給付に係る検査を省略する場合 カ 給付に係る検査を自社で行わず、かつ、当該検査を下請事業者に文書で委任していない場合」(団体)</p>	<p>御意見のとおり、次のように修正しました。</p> <p>「オ 給付に係る検査を省略する場合 カ <u>給付に係る検査を自社で行わず、かつ、当該検査を下請事業者に文書で委任していない場合</u>」(下線部分は修正部分)</p>
35	第4の4 事例4-2	<p>返品に係る違反行為事例として、「親事業者は、衣料品等の製造を下請事業者に委託しているところ、自己の店舗における商品の入替えを理由に、下請事業者に衣料品等を引き取らせた。」とあるが、「自己の店舗における商品の入替えを理由に」という前提は不要である。(個人)</p>	<p>下請事業者の責めに帰すべき理由のない返品が下請法違反となるところ、「自己の店舗における商品の入替えを理由に」は、下請事業者の責めに帰すべき理由に当たらないものであることを明らかにするためのものです。そのため、原案を維持することとします。</p>
36	第4の4 事例4-4	<p>返品に係る違反行為事例として、「親事業者は、下請事業者から納入された機械部品を受領し、10か月後に瑕疵があるとの理由で下請事業者にこれを引き取らせた。」とあるが、一般消費者に対して1年間保証している製品は、1年以内の返品を可能として運用されているところ、本事例が一般消費者向けのものではないことを明らかにするために、「下請事業者から納入された」の次に「エレベータ用の」を加えるべきである。(団体)</p>	<p>御意見のように、下請事業者の給付を使用した親事業者の製品について一般消費者に対し6か月を超える保証期間を定めている場合においては、それに応じて最長1年以内の返品を認めています。それは、委託内容と異なること又は瑕疵等のあることを直ちに発見することができないものに限りません。そのため、一般消費者向けのものであれば必ず最長1年以内の返品が認められるわけではなく、御意見のような修正をすることは、事業者の予見可能性の確保の観点から、適当ではないと考えます。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			なお、一般消費者に対し6か月を超える保証期間を定めている場合の考え方は、第4の4(2)エに記載されています。
37	第4の4 事例4-5	返品に係る違反行為事例として、「親事業者は、納入された製品の検査を行っていない場合に、下請事業者から製品を受領した後に、不良品であることを理由として引き取らせた。」とあるが、親事業者が下請事業者に受入検査を文書で委任している場合には、この事例のようなケースには該当しないことを明確にすべきである。(団体)	受入検査を下請事業者に委任した場合には、受入検査が行われたものと認められ、本事例のようなケースには該当しません。
38	第4の4 事例4-6	返品に係る違反行為事例として、「親事業者は、下請事業者に対し、受領した商品の検査を文書で委任していない場合に、受領後に不良品であることを理由として、下請事業者に引き取らせた。」とあるが、対象物は「商品」とは限らないため、「目的物」に変更することを求める。(個人)	御意見の違反行為事例は、一つの事例として分かりやすく記載したものであるため、原案を維持することとします。
39	第4の4 事例	返品に係る違反行為事例として、大規模小売業者を親事業者とする例示を新設することを求める。(個人)	大規模小売業者は、第2の1(4)で明示しているとおり下請取引の親事業者になり得ますので、返品の違反行為事例の親事業者に大規模小売業者が該当し得ることは明らかですので、原案を維持することとします。
40	第4の4 事例	返品に係る違反行為事例として、次のような事例を追加願いたい。 ① 親事業者は、自社の保管状況が良くないにもかかわらず、商品の外装が変色した際に、下請事業者である印刷業者が使用したインキに問題があるとして、商品を廃棄し、商品の中身に係る費用を弁償させた。 ② 親事業者は、下請事業者から納入された包装物のインキが剥	御提案のあった事例については、下請事業者には責任がないにもかかわらず、下請事業者に負担を求めるものであれば違反となるものと考えますが、返品の違反行為事例として、4-1、4-2等に類似の事例を記載していることから、原案を維持することとします。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>がれた際に、その原因の究明を行うことなく、下請事業者に返品した。</p> <p>③ 親事業者は、下請事業者が納入した包装物の印刷表示に誤りがあった際に、表示内容について自ら十分確認していなかったことが原因であるにもかかわらず、下請事業者に対し、商品の中身に係る費用を弁償させた。(団体)</p>	
41	第4の5	<p>下請法では、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」を買いたたきとして禁止しているが、「著しく低い対価」及び「通常支払われる対価」の判断基準を明確にすることを求める。</p> <p>また、運用基準では、買いたたきに該当するか否かの判断要素の一つとして、下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたか否かという点を挙げているが、この点についても具体的な判断基準を示すことを求める。(弁護士)</p>	<p>買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断されます。</p> <p>また、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかについては、協議の方法、協議の時期、合意しないと不利益な取扱いをする旨示唆していないかなどの要素を勘案して判断されます。</p> <p>なお、「著しく低い対価」及び「通常支払われる対価」について、原価との関係のみで判断することは適当ではないと考えます。</p>
42	第4の5 (2)イ 及び 事例	<p>買いたたきのおそれがある場合の例や買いたたきに係る違反行為事例の中には、多くの前提が置かれてくどい文章や推敲が十分ではない文章が見受けられるため、改めるべきである。(個人)</p>	<p>買いたたきに当たるおそれのあるものや買いたたきに係る違反行為事例については、これらを記述する上で必要な文言を記載しているものと考えていますので、原案を維持することとします。</p>
43	第4の5 (2)イ	<p>買いたたきのおそれがある場合の例として、「量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直</p>	<p>御意見の箇所は買いたたきの「おそれ」があるものを一つの事例として記載しているものであることから、原案を維持す</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。」とあるが、製造コストは1回当たりの生産量に依拠するものであり、「量産終了後」でも一括注文により1回当たりの生産量を維持すれば原価は変わらないといえ、むしろその間に減価償却が完了していればコストが下がることもあり得る。そのため、一概に「量産終了」が「割高」になるとすべきではないことから、「量産期間が終了し、」及び「量産時の」を削るべきである。(団体)</p>	<p>ることとします。</p>
44	第4の5 (2)イ、ウ	<p>買ったときのおそれがある場合の例として、「量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。」等とあるが、買ったときに該当することもあるので、第4の5(2)においては、「おそれ」に該当する行為の記載にとどめるよう改めるべきである。(個人)</p>	<p>買ったときが、下請代金の決定に当たって下請事業者と十分協議を尽くさないこと等によって発生することが多いことに鑑み、違反行為を未然に防止する観点から、親事業者に対し、下請代金の決定の際に配慮すべき事項を示すことが重要と考えます。そのため、第4の5(2)では、買ったときの未然防止に資するよう、イ及びウを含め、買ったときに該当する</p>
45	第4の5 (2)イ、ウ	<p>買ったときのおそれがある場合の例として、「量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。」等とあるが、下請代金の額が通常支払われる対価に比して著しく低いものであるか否かが明示されていないことから、その点を考慮すべきである。(弁護士)</p>	<p>「おそれ」のある下請代金の額の決定に係る親事業者側の行為を記載したものです。</p>
46	第4の5 (2)イ、オ 及び 事例5-2	<p>買ったときのおそれがある場合の例として、「量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。」及び「原材料価格が大幅に高騰したた</p>	<p>第4の5(2)については、買ったときに当たるおそれのあるものについて、買ったときの未然防止に資するよう、該当する「おそれ」のある下請代金の額の決定に係る親事業者側の行為を記載したものですので、「下請事業者と十分な協議をする</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>め、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くこと。」と、買ったたきに係る違反行為事例として「親事業者は、下請事業者に製造を委託している部品について、量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が現状大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。」とあるが、「一方的に」と「下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に」との違いに意味はあるのか。後者に用語を統一すべきである。(弁護士)</p>	<p>ことなく、一方的に」とすることは適当ではないと考えます。その観点から、買ったたきに当たるおそれのあるもののうち、ウ及びキについて、次のとおり修正します。</p> <p>「ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、<u>一方的に</u>従来どおりに単価を据え置くこと。」(下線部分は修正部分)</p> <p>「キ 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い下請代金の額を定めること。」(「下請事業者と協議することなく、」を削除)</p> <p>一方、違反行為事例は、実際の指導事例等に沿って記載しているものであり、「買ったたき」の認定に当たっては、必ずしも「十分な協議をすることなく、一方的に」という行為が認定されるものではないことから、原案を維持します。</p>
47	第4の5 (2)ウ、カ	<p>買ったたきのおそれがある場合の例として、「原材料価格が大幅に高騰したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くこと。」とあるが、原材料価格以外の要因によって製造コストが上昇した場合に、対価の引上げを拒絶する行為についても買ったたきの問題が生じると考えられる。また、「短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を</p>	<p>買ったたきの違反行為事例では、原材料価格の高騰を考慮しない事例だけでなく、例えば、事例5-3(1)及び(3)では、エネルギーコストや環境対策に係る法規制等に対応するためのコスト増加を考慮しない対価据え置き的事例を記載しているところ。また、短納期発注を考慮しない違反行為事例としては、事例5-7(2)及び5-12がありますが、従前と取引条件が変わったにもかかわらず対価が据え置かれたという本質的な</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。」との事例があるが、従前の数倍の数量を同じ納期で納入させる場合にも同様の問題が生じると考えられるが、運用基準では、このような様々な状況を踏まえ、きめ細やかに規定することが望ましいと考える。(弁護士)</p>	<p>部分は御提案のあった事例と同じであると考えられます。違反行為事例として想定される事例を網羅的に記載することは必ずしも必要ではないことから、原案を維持することとします。</p>
48	<p>第4の5 (2)ウ 及び 事例5-3 (1), 事例5-14 (2)</p>	<p>原材料価格の高騰等について、下請事業者も吸収する努力は必要であり、単なるコスト保証に陥れば、下請事業者及び日本の産業の競争力が失われることとなる。あくまで、下請事業者が吸収努力をしても吸収しきれない場合や、下請事業者による吸収努力が多大でその努力に対して親事業者としても報いるべき場合とすべきである。</p> <p>そのため、買ったときのおそれがある場合の例として、「原材料価格が大幅に高騰したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くこと。」とあるが、「大幅に高騰したため、」を「大幅に高騰し下請事業者の低減努力を上回るコストアップが生じ、やむなく」と改めるべきである。</p> <p>また、買ったときに係る違反行為事例として、事例5-3(1)に「親事業者は、親事業者から下請事業者に対して使用することを指定した原材料の価格や燃料費、電気料金といったエネルギーコストが高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から従来の単価のままでは対応できないとして単価の引上げの求めがあったにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くことにより、通常</p>	<p>買ったときに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断されます。</p> <p>当初の下請代金を決定した際の前提(原材料価格等)に大幅な変動があり、下請事業者から単価改定等の要請があった場合に、下請事業者による低減努力も含め、下請事業者と十分な協議を行った結果、双方納得して単価を据え置いたということではなく、そうしたことをせずに一方的に下請代金を据え置くことは買ったときに当たるおそれがあります。</p> <p>このため、御意見のよう修正をすることは、事業者の予見可能性の確保の観点から、適当ではないと考えます。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。」とあるが、「下請事業者から」の次に「自己の低減努力を超えるため、」を加えるべきである。さらに、事例5-14(2)に「親事業者は、貨物の運送を委託している下請事業者に対し、下請事業者が燃料価格の高騰を理由に単価の引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くことにより、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。」とあるが、「燃料価格の高騰を理由に単価の引上げを求めたにもかかわらず、」を「燃料価格の高騰について吸収努力をしてもなお吸収できないため、」に改めるべきである。(団体)</p>	
49	第4の5(2)カ、キ	<p>買ったときのおそれがある場合の例として、「短納期発注を行う場合に、下請事業者が発生する費用増を考慮せずに通常対価より低い下請代金の額を定めること。」等とあるが、通常対価であれば、下請法上問題ないと解する親事業者もいると考えられ、問題である。(個人)</p>	<p>買ったときが、下請代金の決定に当たって下請事業者と十分協議を尽くさないこと等によって発生することが多いことに鑑み、違反行為を未然に防止する観点から、親事業者に対し、下請代金の決定の際に配慮すべき事項を示すことが重要と考えます。そのため、第4の5(2)では、買ったときの未然防止に資するよう、該当する「おそれ」のある下請代金の額の決定に係る親事業者側の行為を記載したものです。</p>
50	第4の5(2)カ、キ	<p>買ったときのおそれがある場合の例として、「短納期発注を行う場合に、下請事業者が発生する費用増を考慮せずに通常対価より低い下請代金の額を定めること。」等とあるところ、下請代金の額が「通常支払われる対価に比して著しく低い」とは記載されていないが、これは既に下請事業者が発生していることや知的財産権の対価分が考慮されていないことを理由とするものか、確認を求める。(弁護士)</p>	
51	第4の5(2)キ	<p>買ったときのおそれがある場合の例として、「給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価</p>	<p>給付の内容に知的財産権が含まれていることから、本事例でいう「通常対価」とは知的財産権の対価を含んだ価格のこ</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>を考慮せず、下請事業者と協議することなく、一方的に通常の対価より低い下請代金の額を定めること。」とあるが、この事例でいう「通常の対価」とは、知的財産権の対価が上乘せされたものか否かを確認したい。</p> <p>また、「下請事業者と協議することなく」とあるが、協議の結果、知的財産権の対価を考慮しないこととした場合には、買ったときには該当しないと考えるよいか。(団体)</p>	<p>とを指します。</p> <p>なお、「下請事業者と協議することなく」は別の意見を踏まえて削除していますが(No.46参照)、給付の内容に知的財産権が含まれている場合に、通常、下請事業者が自発的にその対価を放棄することは想定し難いところ、知的財産権の対価を含まない対価を下請代金として決定して知的財産権を譲渡させる場合に、買ったときに該当するかどうかは、事実関係を確認した上で個別に判断することとなります。</p>
52	第4の5 (2)キ	<p>買ったときのおそれがある場合の例として、「給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、下請事業者と協議することなく、一方的に通常の対価より低い下請代金の額を定めること。」とあるが、知的財産権の一次利用は当然に発注目的に含まれ下請代金に含まれており、問題となるのは二次利用に対する対価である。そのため、「知的財産権が含まれ」の次に「親事業者が二次利用を予定し」を加えるべき。(団体)</p>	<p>知的財産権の一次利用が発注目的に含まれているとしても、下請代金の決定に際して考慮されているとは限らない場合もみられ、御意見のように「親事業者が二次利用を予定し」と加え、知的財産権の範囲を限定することは、事業者の予見可能性の確保の観点から、適当ではないと考えます。</p>
53	第4の5 (2)キ	<p>買ったときのおそれがある場合の例として、「給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、下請事業者と協議することなく、一方的に通常の対価より低い下請代金の額を定めること。」とあるが、別途ロイヤリティを支払うことも否定されるものではない。そのため、後段に「ただし、別途のロイヤリティ契約を締結しその料金を支払う場合を除く。」を加えるべきである。(団体)</p>	<p>御指摘の事例についてはロイヤリティをどのような形で支払うかということの問題とするものではないことから、御意見のただし書を加える必要はないと考えます。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
54	第4の5 (2) 及び 事例	買ったときのおそれがある場合の例や買ったときに係る違反行為事例の中には「下請事業者が単価の引上げを求めたにもかかわらず」等の記載がある。そのような求めがなければ、下請法上問題ないと解する親事業者もいると考えられ、問題である。(個人)	買ったときが、下請代金の決定に当たって下請事業者と十分協議を尽くさないこと等によって発生することが多いことに鑑み、違反行為を未然に防止する観点から、親事業者に対し、下請代金の決定の際に配慮すべき事項を示すことが重要と考えます。そのため、第4の5(2)では、買ったときの未然防止に資するよう、該当する「おそれ」のある下請代金の額の決定に係る親事業者側の行為を記載したものです。
55	第4の5 (2) 及び 事例	買ったときのおそれがある場合の例や買ったときに係る違反行為事例の中には「発注数量が大幅に減少している」、「原材料価格が大幅に高騰している」等の認定が難しい状況が記載されている。そのような状況になれば、下請法上問題ないと解する親事業者もいると考えられ、問題である。(個人)	
56	第4の5 事例	買ったときに係る違反行為事例において「下請事業者と十分な協議をすることなく」等とあるが、親事業者の取引上の地位が下請事業者に優越していることは明らかであることから、下請事業者の保護を明確にするために「下請事業者との合意の有無にかかわらず」と改めることを求める。また、親事業者と下請事業者の間に何らかの協議等があれば違反行為に該当しないのであれば、「下請業者と協議することなく」等と改めることを求める。(事業者)	現行の運用基準において、買ったときに該当するか否かは、下請代金の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法に加え、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断することとされており、これを踏まえると原案を維持することが適切であると考えられます。
57	第4の5 事例	買ったときに係る違反行為事例において「通常対価を大幅に下回る下請代金の額」とあるが、下請法では「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」であるので、法令の用語を使用すべきである。(弁護士)	理解のしやすさの観点から平易な表現を用いているものであり、原案を維持することとします。
58	第4の5 事例	買ったときに係る違反行為事例の中には、価格の据置き等の通常であれば「通常対価を大幅に下回る下請代金の額」となると	価格の据置き等の場合であっても「通常対価を大幅に下回る下請代金の額」となることはあり得るため、御意見を踏ま

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		は考えがたいものも含まれており、事例として不適切である。(個人)	えた修正をすることは、事業者の予見可能性の確保の観点から、適当ではないと考えます。
59	第4の5事例	買ったときに係る違反行為事例の中には、「下請代金を据え置く」等の買ったときに当たるおそれのあるものとして示すべきものが含まれており、違反行為事例としては不適切である。(個人)	
60	第4の5事例5-3(4)	買ったときに係る違反行為事例として、「親事業者は、原材料費が高騰している状況において、下請事業者が従来の製品単価のままでは対応できないとして下請事業者の調達した材料費の増加分を製品単価へ反映するよう親事業者に求めたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、材料費の価格変動は大手メーカーの支給材価格(集中購買価格)の変動と同じ動きにするという条件を一方的に押し付け、単価を据え置くことにより、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。」とあるが、「大手メーカーの支給材価格(集中購買価格)」とはどういうことか、確認を求める。(個人)	支給材価格とは、鋼材等の部材について、親事業者・発注者が部品メーカー使用分を集中購買する際に、部品メーカーが購入する価格として取り決めたものであり、部品価格の算定基準としても用いられる場合があります。そのため、「支給材価格(集中購買価格)」と記載しています。
61	第4の5事例5-3(4)	買ったときに係る違反行為事例として、「材料費の増加分を製品単価へ反映するよう親事業者に求めたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、材料費の価格変動は大手メーカーの支給材価格(集中購買価格)の変動と同じ動きにするという条件を一方的に押し付け、単価を据え置くことにより、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。」とあるが、少なくとも「支給材」の価格では購入できるのであり、安価な支給材を用いないのは下請事業者の自己責任である。このような事例は適当でなく、削除を求める。(団体)	<p>本事例では、親事業者は材料を支給しておらず、親事業者が引き合いに出しているのは「大手メーカーの支給材価格(集中購買価格)」です。そのため、下請事業者が「少なくとも『支給材』の価格では購入できる」ケースを前提としたものではありません。</p> <p>この趣旨を明確にするため、次のとおり修正しました。</p> <p>「親事業者は、原材料費が高騰している状況において、<u>集中購買に参加できない</u>下請事業者が従来の製品単価のままでは</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			<p>対応できないとして下請事業者の調達した材料費の増加分を製品単価へ反映するよう親事業者に求めたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、材料費の価格変動は大手メーカーの支給材価格（集中購買価格）の変動と同じ動きにするという条件を一方的に押し付け、単価を据え置くことにより、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。」（下線部分は修正部分）</p>
62	第4の5事例5-3(4)	<p>買ったたきに係る違反行為事例5-3(4)について、「下請事業者と十分な協議」とあるが、十分な協議として材料費等の値上げの内容・根拠及び製造コストの影響を確認することは問題ないこと並びに下請事業者の見積りどおりでなければならないということではないことの確認を求める。（団体）</p>	<p>親事業者が、材料費等の値上げの内容・根拠及び製造コストの影響を確認することは原則として問題はなく、下請事業者の見積りどおりに対価を決定しなければならないということでもありません。ただし、材料費等の値上げの内容等の確認について下請事業者に対して過大な負担を強いるなどにより実質的に協議を拒んでいると認められる場合には、問題となるおそれがあります。</p>
63	第4の5事例5-6,事例5-11	<p>買ったたきに係る違反行為事例として「親事業者は、下請代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に下請事業者と協議することなく、通常対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。」及び「親事業者は、自ら作成・販売するゲームソフトを構成するプログラムの作成を、下請事業者に対して下請代金の額を定めずに委託したところ、当該プログラムの受領後に、下請事業者と十分に協議をすることなく、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。」とあるが、下請代金の額を定めずに委託することは、そもそも下請法第3条に違反した行為であり、事例として不適切であるた</p>	<p>御意見を踏まえ、下請代金の額を定めずに委託することについても下請法違反行為であることが明確となるよう、それぞれの事例の末尾に次の文章を追加しました。</p> <p>「（下請代金の額が定められないことにつき正当な理由がある場合を除き、下請代金の額を定めずに委託することは、下請法第3条に違反する。）」</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
64	第4の5 事例5-7 (2)	<p>買ったたきに係る違反行為事例として、「親事業者は、自社の顧客からの納期の短縮要請により、部品の製造を委託している下請事業者に対し、見積りをさせた時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。」とあるが、原案のままでは、下請事業者からの値上げ要請等がなく、親事業者が下請事業者のコストアップを知り得ない状況において、親事業者が対価の見直しをしなかった場合には、原則、問題となるようにも解釈できる。このため、「親事業者は、自社の顧客からの納期の短縮要請により、部品の製造を委託している下請事業者に対し、見積りをさせた時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、<u>下請事業者と十分な協議をすることなく、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。</u>」と修正すべきである。(団体)</p>	<p>本事例は、見積り時点から納期を短縮したことで、実際に下請事業者において追加の費用負担が生じたことを前提としていますので、原案を維持することとします。</p> <p>なお、親事業者が見積り時点から納期を短縮した場合には、通常、下請事業者の費用負担が増加すると考えられることから、どの程度の費用増となるかについて、下請事業者から再見積りを取るなどして確認すべきであると考えられます。</p>
65	第4の5 事例5-9 (1)	<p>買ったたきに係る違反行為事例として、「親事業者は、電線等の加工を委託している下請事業者に対し、単価改定の際、当該下請事業者と十分な協議をすることなく一方的に単価を決定した後、単価改定書を送付し、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。」とあるが、「十分な協議をすることなく一方的に」とすると、十分協議をしなくとも、一方的でなければ買ったたきに当たらないと解する親事業者もいると考えられ、問題である。(個人)</p>	<p>御意見を踏まえ、「十分な協議をすることなく一方的に」を「十分な協議をすることなく、一方的に」に修正しました。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
66	第4の5 事例5-13 (1)	買ったときに係る違反行為事例として、「親事業者は、看板のデザインの制作を委託している下請事業者に対し、十分な協議をすることなく、他の事業者に過去と同様の業務を発注した際の価格を指定することにより、通常の特価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。」とあるが、「他の事業者に過去と同様の業務」が何を意味しているか不明である。また、「過去」とはいつか、明らかにすべきである。(個人)	御意見を踏まえ、「他の事業者に過去と同様の業務」を「過去に他の事業者に対し同様の業務」に修正しました。 一方、「過去」がいつであるかを示すことが、違反行為事例の明確化にどれほど資するか明らかではなく、追加の必要性は乏しいと考えます。
67	第4の5 事例5-17 (1)	買ったときに係る違反行為事例として、「親事業者は、ビルのメンテナンス業務を委託している下請事業者に対し、十分な協議をすることなく、一方的に通常の特価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。」とあるが、「ビルのメンテナンス業務」は内容が多岐にわたるため、「親事業者は、ビルのメンテナンス業務(清掃、警備、機器設備保守点検等)を委託している下請事業者に対し、十分な協議をすることなく、一方的に通常の特価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。」とすべきである。なお、第4の6事例6-6(3)では、「親事業者は、ビル等の清掃を委託している下請事業者に対して、発注担当者を通じて、下請事業者が必要としないにもかかわらず、自社が販売する食料品を購入させ、又は、自社が提供する掃除用具のレンタルサービスを利用させた。」として、ビルメンテナンス業務の中の特定業務内容について、具体的に記載されている。(事業者)	御意見を踏まえ、ビルメンテナンス業務の中の特定業務内容について明らかになるよう、「ビルのメンテナンス業務」を「ビルの機器設備保守点検等」と修正しました。
68	第4の6 事例	購入・利用強制に係る違反行為事例について、依頼者を限定したり、対象の企業、対象の役務等の前提条件をつけると、親事業者に狭く解され、それ以外であれば違反ではないと認識されるお	御意見の点については、事例として具体的イメージを持ちやすくするよう記載しているものですので、原案を維持することとします。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		それがあるため、これらの前提は不要である。(個人)	
69	第4の6 事例6-2	購入・利用強制に係る違反行為事例として、「親事業者は、自動車部品の組立加工等を委託している下請事業者に対し、外注担当者を通じて、自社の取引先である自動車メーカーの自動車の販売先を紹介するよう要請し、紹介先のない下請事業者に自ら購入することを余儀なくさせた。」とあるが、登場する関係者が多いため、分かりやすさの観点から「親事業者は、下請事業者に対し、親事業者の外注担当者を通じて、親事業者の取引先である自動車メーカーの自動車の販売先を紹介するよう要請し、紹介先のない下請事業者に自ら購入することを余儀なくさせた。」と修正することを求める。(団体)	違反行為事例については、本事例を含め具体的イメージを持ちやすくするよう親事業者の下請事業者に対する委託内容を記載しているものですので、原案を維持することとします。
70	第4の6 事例6-5	購入・利用強制に係る違反行為事例として、「親事業者は、下請事業者に対して放送番組の作成を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画等のイベントチケットの購入を数百枚単位であらかじめ下請事業者ごとに枚数を定めて割り振り、下請事業者に購入させた。」とあるが、例えば、購入させた数量が数百枚にわたる場合には違反であるが、少量の場合には違反でないという誤解が生じるおそれがあることから、購入数量に関する記述を省くことを提案する。(事業者)	本事例については、親事業者が下請事業者に対して目標数量を定めて購入させたことが問題であり、購入させた数量の多寡を問題とするものではないことから、御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。 「親事業者は、下請事業者に対して放送番組の作成を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画等のイベントチケットについて、 <u>あらかじめ下請事業者ごとに目標枚数を定めて割り振り、購入させた。</u> 」(下線部分は修正部分)
71	第4の6 事例	「中小企業にも電子受発注等を推進していくに際して、『情報化への積極的対応』のみを理由に、どうしても当該環境の整備が出来ない事業者を取引から排除すること。」を違反行為とする事例を追加することを求める。(団体)	御提案のあった事例については、下請法の問題とすることは困難ですが、「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」(平成13年3月30日公正取引委員会)における「3 電磁的記録の提供を承諾しない下請事業者等への不利益な取扱い」に

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			記載のとおり、書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うことを承諾しない下請事業者等に対して、不当に不利益な取引条件を設定するなどの不利益を与える場合には独占禁止法上問題となるおそれがある旨公表しています。
72	第4の7 事例7-1 (1)	不当な経済上の利益の提供要請に係る違反行為事例として、「親事業者は、食料品の製造を委託している下請事業者に対して年度末の決算対策として、協賛金の提供を要請し、親事業者の指定した銀行口座に振込みを行わせた。」とあるが、当該振込み行為により発生する振込手数料も不当な経済上の利益に該当すると考えられるため、合わせて振込手数料を下請事業者に負担させた旨の事例の追加を求める。(弁護士)	主たる違反行為に付随して下請事業者に発生した費用負担の違反行為事例としては、不当な経済上の利益の提供要請の事例7-2を追加しています。
73	第4の7 事例7-1 (3)	不当な経済上の利益の提供要請に係る違反行為事例として、「親事業者は、食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、取引先に支払っているセンターフィーの一部を負担させるため、下請事業者に対し、センターフィー協力費として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を提供させた。」とあるが、センターフィーの負担要請自体が下請法上違反と認定されるとの誤解を与えることのないよう、「下請事業者に対し、」の次に、例えば「下請事業者に合理的なメリットがないにもかかわらず」を加えるべきである。(団体)	下請事業者がセンターフィーを提供することが、下請事業者の直接の利益になるものとして、下請事業者の自由な意思により提供する場合には、不当な経済上の利益の提供要請として問題となるものではありません。 本事例は、親事業者が取引先に支払っているセンターフィーの一部を負担させるものであり、通常、下請事業者の利益となるとは考え難いことから、原案を維持することとします。
74	第4の7 事例7-1 (3)	不当な経済上の利益の提供要請に係る違反行為事例として、「親事業者は、食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、取引先に支払っているセンターフィーの一部を負担させるため、下請事業者に対し、センターフィー協力費として、下請代金	下請事業者がセンターフィーを提供することが、下請事業者の直接の利益になるものとして、下請事業者の自由な意思により提供する場合には、不当な経済上の利益の提供要請として問題となるものではありません。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		の額に一定率を乗じて得た額を提供させた。」とあるが、下請事業者が負担すべきセンターフィーもあり得るので、範囲を限定すべきである。(団体)	本事例は、親事業者が取引先に支払っているセンターフィーの一部を負担させるものであり、通常、下請事業者の利益となることは考え難く、下請事業者が負担する合理的理由がないことから原案を維持します。
75	第4の7事例7-1(3)	不当な経済上の利益の提供要請に係る違反事例として、「親事業者は、食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、取引先に支払っているセンターフィーの一部を負担させるため、下請事業者に対し、センターフィー協力費として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を提供させた。」とあるが、まずは、センターフィーの定義を説明した上で、下請事業者がセンターフィーを負担する根拠がない旨を明示すべきと考える。(団体)	センターフィーとは、メーカーや販売業者等が運営する物流センターの利用料ですが、一般的に使用されている用語であり、特に説明の必要はないものと考えます。また、本事例は、本来、親事業者が、取引先に支払うべきセンターフィーの一部を下請事業者に負担させていたものですが、下請事業者が負担すべき合理的理由があるセンターフィーを負担させることは問題となりません。
76	第4の7事例7-2	不当な経済上の利益の提供要請に係る違反行為事例として、「親事業者は、衣料品等の製造を下請事業者に委託しているところ、販売期間終了後の在庫商品の返品を行うに当たり、下請事業者に対し、返品に係る送料を負担させた。」とあるが、下請事業者の製造した衣料品と、「在庫商品」の関係性が明確ではないため、変更を求める。(個人)	御意見を踏まえ、「販売期間終了後の在庫商品」を「販売期間終了後、下請事業者が納品した衣料品等の在庫商品」と修正しました。
77	第4の7事例7-2	不当な経済上の利益の提供要請に係る違反行為事例として、「親事業者は、衣料品等の製造を下請事業者に委託しているところ、販売期間終了後の在庫商品の返品を行うに当たり、下請事業者に対し、返品に係る送料を負担させた。」とあるが、送料を負担させたことのみが違反であり、返品行為自体は問題ないという誤解が生じるおそれがあることなどから、事例の変更又は削除を提案する。(事業者, 団体)	御意見を踏まえ、事例の末尾に次の文章を追加しました。 「(この場合、販売期間終了後の在庫商品の返品についても下請法に違反する。)」

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
78	第4の7 事例7-3	不当な経済上の利益の提供要請に係る違反事例として、「親事業者は、インテリア製品の製造を下請事業者に委託しているところ、自社のショールームに展示するため、下請事業者に対し、展示用のインテリア製品を無償で提供させた。」とあるが、下請事業者からの求めに応じて提供させる場合には下請法上の問題とされないと考えられることから、本事例でいう無償提供が下請事業者の意に反するものであることを明示すべきである。(団体)	下請事業者が、経済上の利益を提供することが製造委託を受けた物品等の販売促進につながるなど、直接の利益になるものとして、自由な意思により提供する場合には下請法上の問題とはなりません。本事例では、「親事業者は、(中略)下請事業者に対し、展示用のインテリア製品を無償で提供させた。」としており、下請事業者の自由な意思により提供するものでないことは明らかであり、原案を維持することとします。
79	第4の7 事例7-3	不当な経済上の利益の提供要請に係る違反行為事例として、「親事業者は、インテリア製品の製造を下請事業者に委託しているところ、自社のショールームに展示するため、下請事業者に対し、展示用のインテリア製品を無償で提供させた。」とあるが、親事業者は提供させることについて下請事業者のメリットを証明できればよいはずであるから、「下請事業者に対し、」の次に「提供した場合に下請事業者にもメリットが生じることを十分に説明することなく、」を加えるべきである。(団体)	親事業者が下請事業者に「経済上の利益」の提供を要請する場合に、当該「経済上の利益」を提供することが製造委託等を受けた物品等の販売促進につながるなど下請事業者にとっても直接の利益となる場合もあり得ます。このため、「経済上の利益」が、その提供によって得ることとなる直接の利益の範囲内であるものとして、下請事業者の自由な意思により提供する場合は問題となりません。しかし、経済上の利益を提供した場合に下請事業者にもメリットが生じることを十分に説明したことのみに基づいて、上記の問題とならない場合に当てはまることは限らないため、御意見のような修正をすることは、事業者の予見可能性の確保の観点から、適切ではないと考えます。
80	第4の7 事例7-3	不当な経済上の利益の提供要請に係る違反行為事例として、「親事業者は、インテリア製品の製造を下請事業者に委託しているところ、自社のショールームに展示するため、下請事業者に対し、展示用のインテリア製品を無償で提供させた。」とあるが、当該製品を提供するにあたり発生する送料も不当な経済上の利益に該当すると考えられるため、合わせて送料についても下請事	主たる違反行為に付随して下請事業者に発生した費用負担の違反行為事例としては、不当な経済上の利益の提供要請の事例7-2を追加しています。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
81	第4の7 事例7-5 (1)	<p>業者に負担させた旨の事例の追加を求める。(弁護士)</p> <p>不当な経済上の利益の提供要請に係る違反事例として、「親事業者は、量産終了から一定期間が経過した下請事業者が所有する金型、木型等の型について、機械部品の製造を委託している下請事業者から破棄の申請を受けたところ、『自社だけで判断することは困難』などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。」とあるが、読みやすさの観点から「親事業者は、機械部品の製造を委託している下請事業者に、量産終了から一定期間が経過した後も、金型、木型等の型を保管させているところ、当該下請事業者からの破棄申請に対して、『自社だけで判断することは困難』などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。」と修正することを求める。(団体)</p>	<p>御意見を踏まえ、事例の内容がより分かりやすいものとなるよう、次のとおり修正しました。</p> <p>「親事業者は、<u>機械部品の製造を委託している下請事業者に対し、量産終了から一定期間が経過した後も金型、木型等の型を保管させているところ、当該下請事業者からの破棄申請に対して、『自社だけで判断することは困難』などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。</u>」(下線部分は修正部分)</p>
82	第4の7 事例7-8	<p>不当な経済上の利益の提供要請に係る違反事例として、「親事業者は、テレビ番組の制作を委託している下請事業者との契約により、下請事業者に発生した番組の知的財産権を譲渡させていたところ、それに加えて、番組で使用しなかった映像素材の知的財産権を無償で譲渡させた。」とあるが、この事例は、契約上、テレビ番組に係る映像の著作権譲渡しか決めていなかったにもかかわらず、契約の対象外である他の映像素材の知的財産権についても無償で譲渡させたものであるという理解でよいか確認を求める。(団体)</p>	<p>本事例の趣旨については、御理解いただいている内容のとおりです。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
83	第4の8 事例8-2	<p>不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに係る違反事例として、「親事業者は、部品の製造を下請事業者に委託しているところ、当初の発注から設計・仕様を変更したことにより、下請事業者はその変更への対応や当初の納期に間に合わせるための人件費増加等が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかった。」とあるが、当初の発注から設計・仕様を変更した際に、どの程度のコストアップが生じるかは、下請事業者からの値上げ要請等がなければ親事業者は把握できないことから、「親事業者は、部品の製造を下請事業者に委託しているところ、当初の発注から設計・仕様を変更したことにより、下請事業者はその変更への対応や当初の納期に間に合わせるための人件費増加等が生じたにもかかわらず、<u>下請事業者と十分な協議をすることなく、その費用を負担しなかった。</u>」と変更することを求める。(団体)</p>	<p>本事例は、親事業者による設計・仕様の変更により、実際に下請事業者において追加の費用負担が生じたことを前提としていますので、原案を維持することとします。</p> <p>なお、親事業者が発注後に仕様を変更した場合には、通常、下請事業者の費用負担が増加すると考えられることから、どの程度の費用増となるかについて、下請事業者から再見積りを取るなどして確認すべきであると考えられます。</p>
84	第4の8 事例	<p>不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの違反行為事例として、親事業者は、発注後に仕様を変更し、作業時間や作業人数が大幅に増加することが判明したとして下請事業者から対価の引上げの打診を受けたことから、発注を取り消した旨の事例を追加願いたい。(団体)</p>	<p>御意見を踏まえ、次の事例を追加しました。</p> <p>8-4 取引先の都合を理由とした発注内容の変更・取消し等 (4)</p> <p>「親事業者は、食品用包装容器の製造を下請事業者に委託しているところ、取引先からの要請により当初の発注から仕様を変更したため、その対応のために大幅に増加した人件費の負担を下請事業者から求められたことを理由に、その費用を負担せず、発注を取り消した。」</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
85	その他 (事例)	<p>アニメーション制作産業は、クールジャパン戦略で取り上げられているように、我が国の重要なコンテンツ産業である。</p> <p>しかしながら、そのアニメーション制作産業における取引環境は非常に厳しい状況にある。具体的には、親事業者の都合で受領を拒否される、対価を著しく低く抑えられる、契約にないリテイクを無償で求められるなどがある。アニメーション制作に係る取引について、運用基準の取引例・違反行為事例への追加、下請法違反行為への対処等を求める。</p> <p>また、下請法の資本金要件を満たさない等といった理由から、下請法の適用を受けないアニメーション取引もあるが、このような取引への対処等を求める。</p> <p>さらに、個人、フリーランスのアニメーターが、過酷な労働や低賃金を余儀なくされるなど、アニメーション制作産業全体が厳しい状況に置かれている。他省庁との連携も含め、このような状況の改善を求める。(事業者, 団体, 個人, 無記名)</p>	<p>アニメーションの制作については、テレビ局や製作委員会等の発注者から、元請制作事業者、下請制作事業者へと再委託が行われる重層構造にあり、再委託を受ける事業者は小規模事業者が多く、元請事業者から不当なしわ寄せを受けやすいと考えられます。このため、御意見を踏まえ、アニメーションの制作に関する情報成果物作成委託の取引例として、「第2法の対象となる取引」において次の事例を追加しました。</p> <p>第2の3(6) 「アニメーション制作業者が、製作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託すること。」</p> <p>また、違反行為事例として、「第4 親事業者の禁止行為」において次の事例を追加しました。</p> <p>1-9 その他の受領拒否 「親事業者は、継続的に放送されるアニメーションの原画の作成を下請事業者であるアニメーション制作業者に委託しているところ、視聴率の低下に伴い放送が打ち切られたことを理由に、下請事業者が作成した原画を受領しなかった。」</p> <p>5-13 その他の買ったたき(3) 「親事業者は、アニメーションの原画の作成を下請事業者</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			<p>である個人のアニメーターに委託しているところ、親事業者の要望を反映させることにより作成費用が当初の見積りよりも割高となることを理由に下請事業者から下請代金の引上げを求められたにもかかわらず、そのような費用増を考慮することなく、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。」</p> <p>8-7 その他の発注内容の変更・やり直し(3)</p> <p>「親事業者は、アニメーションの動画の作成を下請事業者であるアニメーション制作業者に委託しているところ、親事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。」</p> <p>また、アニメーション制作の取引において下請法違反行為が見受けられた場合には、迅速かつ効果的に対処してまいります。</p> <p>下請法の対象とならない取引であっても、独占禁止法上の優越的地位の濫用に当たる行為に対しては、厳正かつ効果的に対処してまいります。</p> <p>低賃金や長時間労働の背景に親事業者による下請法違反行為がみられる場合には、迅速かつ効果的に対処してまいります。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
86	その他 (事例)	ゲーム制作産業における取引環境が厳しいので、運用基準への違反行為事例の追加等を求める。(個人、無記名)	御意見を踏まえ、下請代金の減額に係る違反行為事例として、次の事例を追加しました。 3-11 業績悪化を理由とした減額 「親事業者は、オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザインやBGMの制作を下請事業者に委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、下請代金の額を減じた。」
87	その他 (事例)	道路工事現場の交通誘導などに関する警備業務が下請法の適用を受けるのかどうか不明確なので、運用基準への違反行為事例の追加を求める。(無記名)	御意見を踏まえ、下請代金の減額に係る違反行為事例として、次の事例を追加しました。 3-17 協力金等を理由とした減額(4) 「建設工事を請け負う親事業者は、施主から請け負った建設工事現場の警備を委託している下請事業者に対し、『割戻金』として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いた。」
88	その他 (事例)	違反行為事例等として、次のようなものを追加されたい。 ○ マンション等の建設現場において、事前に書面による契約の内容に盛り込まれていない、廃材・現場清掃・環境衛生関連費を現場監督の裁量等により徴収又は下請け代金から差し引くこと。	建設工事に係る下請取引には下請法の適用がありません。御提案の事例は、建設工事に係る下請取引でないか明らかではないため、下請法の違反行為事例として追加することは適当ではないと考えます。
89	その他 (事例)	例えば、製造業者が運送業者に自社製品の運送を委託する場合は下請法の対象とならない。役務提供委託に係る違反行為事例については、単に「親事業者」とするのではなく、「運送業者であ	「役務提供委託」とは、他者から運送等の各種サービスの提供を請け負った事業者が、それらのサービスの提供を他の事業者に委託することをいい、親事業者がどのような業種でど

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		る親事業者」等と具体的に記載すべきである。(個人)	のようなサービスの提供を請け負うか明らかにすることは、どのような委託が役務提供委託に当たるかを理解する上で重要と考えていますので、第2の4(3)において例示しています。そのため、違反行為事例においてまで親事業者の業種等を明らかにする必要は必ずしもなく、特に説明を要するものについてのみ明らかにすれば足りると考えます。
90	その他 (事例)	今回の改正により追加された違反行為事例の中には下請法上禁止される範囲等が不明確なものも見受けられる。そのような事例の追加は、事業活動に過度な萎縮をもたらし下請事業者との取引の縮小や解消を生じるおそれもあり、結果として下請事業者の利益保護や消費者利益の確保に寄与しないことも考えられる。「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成7年公正取引委員会)のように「原則として違反とならない」ものを記載したガイドラインもあるため、そのような事例を明確にすること等も含め、事業者の予見可能性を高める方策についても合わせて検討すべきである。(団体)	今回の改正は、親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう、違反行為事例の追加等を行うもので、事業者の予見可能性についても配慮したものです。御意見の点については今後の参考とさせていただきます。
91	その他 (窓口)	下請法違反行為について気軽に申出ができる環境が必要である。(個人)	公正取引委員会では、電話や電子メール等により、下請法違反の疑いのある行為に関して情報提供を受け付けているほか、書面調査も実施して、積極的な情報収集に努めています。
92	その他 (執行)	クラウドソーシングにおいては、クライアントによる運用基準に記載されている違反行為事例のような行為が常態化しているので、改善を求める。(個人)	下請法違反行為が見受けられた場合には、迅速かつ効果的に対処してまいります。
93	その他 (執行)	親事業者との取引において、注文書の単価を連絡もなく勝手に引き下げてくる、2年以上出荷のない製品の貸与金型を無償で保	

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		管させられるなどの行為がある。(事業者)	
94	その他 (執行)	下請法の適用対象となる取引例のうち、「旅客自動車運送業者が、請け負った旅客運送を他の運送事業者に委託すること。」との追加は当然であると考えられ、バス事業者による買ったたき等の違反行為について対処することを求める。(事業者)	
95	その他 (執行)	「自動車産業適正取引ガイドライン」において、自給材に対して支給材価格と同等の引下げを要求することは下請法等に違反するおそれが明記されているにもかかわらず、これが遵守されていない状況にある。(団体)	
96	その他 (執行)	勧告等では下請事業者が一定の金額を振り込む場合を下請代金の減額と扱っている。下請事業者に責任がなく、理由なく下請事業者が一定の金額を振り込む場合が、差し引く場合と同視できることについて異論はない。しかし、そのように明らかに下請代金の減額と同視できる場合でない限り、まず、不当な経済上の利益提供か否かが検討されるべきであり、いきなり下請代金の減額として例外は許さないという法適用を採るべきではない。(団体)	御意見のあった点については、事実関係に照らし、適切な法適用を行ってまいります。
97	その他 (執行)	第4の5(1)には、「買ったたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。」とある。個人消費が低迷し回復の兆しが見えない中で、小売事業者は、消費者に受け入れられる価格・品質・サービスでの各種商品の提供に日々努力している。このような環境下においてこそ、	

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		合理的で自由な価格交渉は確保されるべきであり、過剰な運用によって、事業活動に過度な萎縮をもたらす消費利益を損なうことのないように留意していただきたい。(団体)	
98	その他 (執行)	不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに係る違反行為事例として、「親事業者は、下請事業者に対して金型の製造を委託しているところ、従来の基準では合格していた金型について、検査基準を一方的に変更し、下請事業者は無償でやり直しを求めた。」とあるが、親事業者によっては発注書面において検査基準が明記されておらず、別途定めがある実態にあることから、親事業者の判断で自由に変更されるおそれがある。このため、立入検査の際には検査基準の内容についても注視することを求める。 (事業者)	親事業者の受入検査基準については、発注書面における必要記載事項ではないことから、個別の発注書面では明示されていないことが下請法に違反するものではありませんが、本事例のように、恣意的な検査基準の変更によるやり直し行為が見受けられた場合には、迅速かつ効果的に対処してまいります。
99	その他 (報復)	親事業者に対する取締りを強化すると、親事業者が下請事業者に対して不当な行為を行う可能性が高まるので、そのような行為に対する規定を盛り込むことを求める。(個人)	今般の意見募集は、親事業者による下請法違反行為の未然防止等の観点からの違反行為事例の充実を中心とした運用基準の改正に係るものです。下請法の規定に関する御意見については今後の参考とさせていただきます。
100	その他 (報復)	物流特殊指定では、報復措置の禁止規定として、物流事業者が荷主による減額の要求等を拒否したことや、物流事業者が荷主による違反行為を公正取引委員会等に通報しようとしたことを理由に取引を停止すること等を禁止しており、下請法よりも充実したものとなっているところ、下請法においても同様の規定とすべきである。(団体)	なお、親事業者による報復に対しては、下請法第4条第1項第7号において、下請事業者が親事業者の違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由に、その下請事業者に対して取引数量の削減等の不利益な取扱いをすることを禁止しています。
101	その他 (解釈等)	今回の改正は、違反行為事例の追加等を内容とする改正であるとされているが、法律の解釈適用の考え方を中心とするものとして、その内容を示すことを希望する。(団体)	今回の改正は、下請法違反行為の未然防止等を目的とするものであり、具体的な違反行為事例を示し、下請法についての理解を促すことがその目的に対して特に効果的であると考

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			え、違反行為事例の充実を中心に改正を行うものです。現行の運用基準においても法律の解釈・運用の考え方を示しているところですが、御意見については今後の参考とさせていただきます。
102	その他 (解釈等)	<p>「第1 運用に当たっての留意点」に、以下の内容の追加を求める。</p> <p>「取引上の問題があったにも拘わらず、親事業者がその取引を継続していた理由の1つに、『下請事業者が何も言っていなかった』ことが挙げられる。継続的な取引を行う親事業者は、自ら定期的に取引条件を確認する体制をさらに整備することで、常に当該取引が違反行為に該当していないかを自己点検するものとする。」(団体)</p>	<p>御意見のあった点につきましては、「第1 運用に当たっての留意点1(3)」において、「違反行為の未然防止のためには、法遵守のための親事業者の社内体制の整備が不可欠であることにかんがみ、親事業者に対し、経営責任者を中心とする遵法管理体制を確立するとともに、遵法マニュアル等を作成し、これを購買・外注担当者をはじめ社内に周知徹底するよう指導することとする。」とされており、下請法遵守に向けた取組を促しているところであり、また、毎年度、親事業者に対して「下請事業者との取引に関する調査」を実施し、下請事業者との取引についての自己点検の結果の報告を求めているところです。</p> <p>なお、今回の改正は、下請法違反行為の未然防止等を目的として、違反行為事例の充実を中心とした改正を行うものであることから、御意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
103	その他 (解釈等)	「下請取引適正化推進講習会テキスト」に記載されている商社が関与することとなった場合の下請取引の該当性についても、運用基準に明記されたい。(弁護士)	今回の改正は、下請法違反行為の未然防止等を目的とするものであり、具体的な違反行為事例を示し、下請法についての理解を促すことがその目的に対して特に効果的であると考え、違反行為事例の充実を中心に改正を行うもので、御意見については、今後の参考とさせていただきます。
104	その他 (解釈等)	「第3 親事業者の書面交付義務」について、いわゆる3条書面における各記載事項につき、どの程度具体的な記載が求められ	今般の意見募集は、親事業者による下請法違反行為の未然防止等の観点からの違反行為事例の充実を中心とした運用基

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>るかについて、明確な判断基準が示されていないことから、汎用性が認められるものについては、追記を求める。特に、以下の事項は公正取引委員会に質問し回答を得たもので、追加を求める。なお、今回の改正では対応できない場合には、将来の検討課題として取り扱うことを希望する。</p> <p>ア 下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則第1条第1項第3号（下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日）に係る記載方法として、「納入後●日以内」という記載を行うことは差支えない。</p> <p>イ 同項第4号（下請代金の額及び支払期日）における、支払期日に係る記載方法として、「受領日から●日後」という記載を行うことは差支えない（ただし、支払手続が完了したものから支払期日前であっても順次支払っていく取扱いが常態化しているなど、このような記載と合致しない支払制度の実態が見受けられる場合はこの限りではない。）。（弁護士）</p>	<p>準の改正に係るものであり、御意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
105	その他 (解釈等)	<p>「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」（平成13年3月30日公正取引委員会）の第2の2においては、「下請事業者の利用に応じて追加的に発生する費用については、下請事業者が得る利益の範囲内での負担を求める」場合、「下請事業者が親事業者から送信された電磁的記録を受信するために要する通信費用について、あらかじめ下請事業者の承諾を受けた」場合のいずれかであれば、下請事業者に費用負担を求めたとしても違反ではない旨が明確にされているが、例えば、どのような要件</p>	<p>「下請事業者の得る利益の範囲内」であるかどうかは、親事業者が提供しているサービス等と下請事業者の負担等を比較して個別に判断することとなります。</p> <p>なお、今般の意見募集は、親事業者による下請法違反行為の未然防止等の観点からの違反行為事例の充実を中心とした運用基準の改正に係るものであり、御意見については今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		を充足すれば「下請事業者の得る利益の範囲内」と認定するのかわかりやすく例示等していただきたい。(団体)	
106	その他 (手形支払)	下請事業者に対する支払は、原則として手形ではなく現金とする旨を運用基準に明記し、手形支払の場合は手形期間が短いものが望ましい旨を記述すべきである。(個人)	御意見の点については、①できる限り現金とすること、②手形等による場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないように十分に協議すること、③手形サイトは90日、120日を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努めることを、親事業者たる大企業から率先して取り組むよう、公正取引委員会、中小企業庁連名で要請します。
107	その他 (手形支払)	「下請代金の支払手形のサイト短縮」の通達は廃止され、新たな通達が発出されるとのことであるが、その通達と手形の割引が受けられないときが支払遅延に当たることとの関係を明らかにされたい。(団体)	なお、その要請には、支払遅延に関する内容は含まれていません。